介護予防・生活支援サービスの利用条件の見直しについて

平成 29 年度　第３回 金沢市介護保険運営協議会	資料７
平成 30 年２月 23 日	

１　現行の介護予防・生活支援サービス利用の流れ

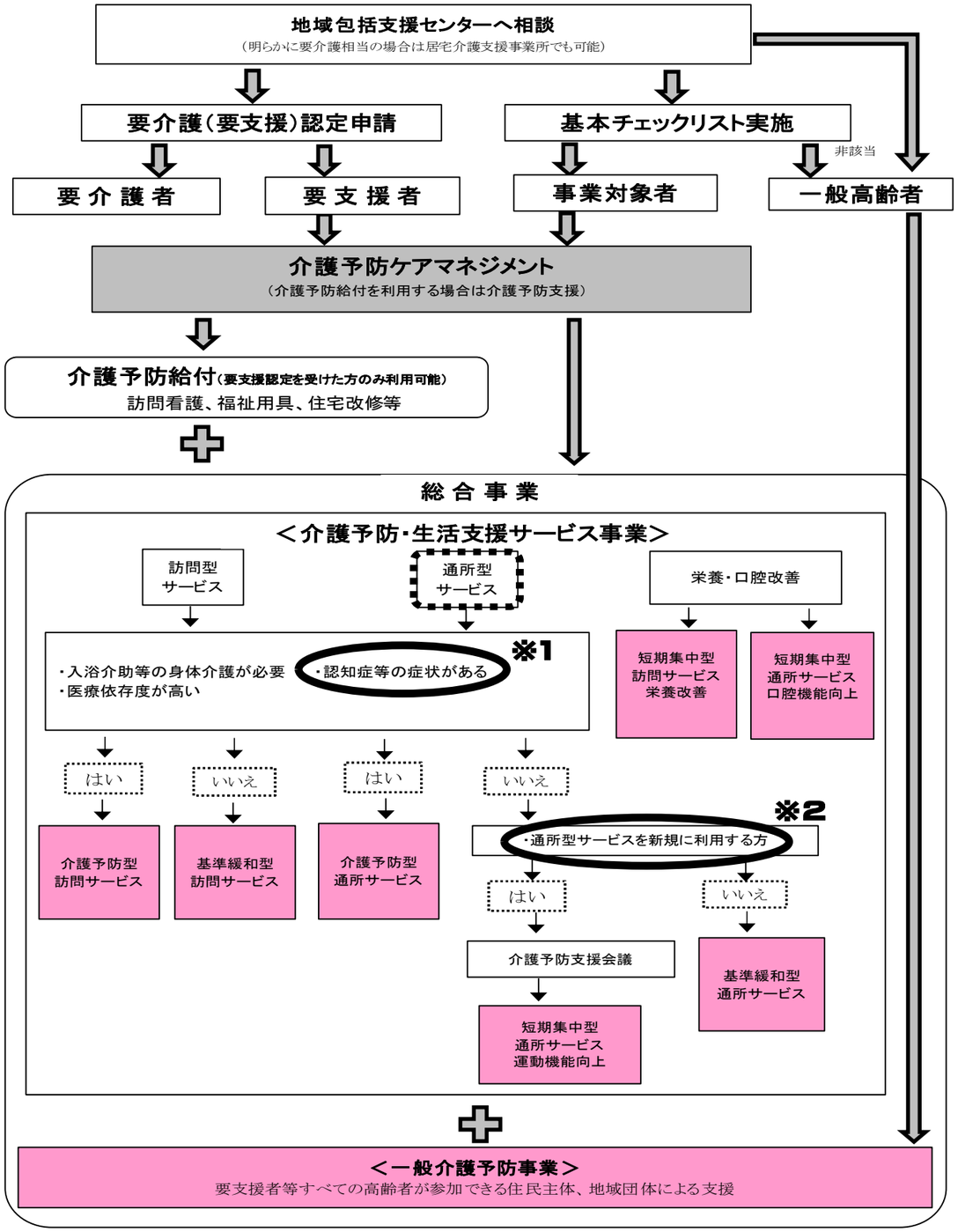

２　短期集中型サービス（運動器機能向上）の利用状況からみられる課題

(1) 単なるサービス利用希望者や疾患を伴っている者からのサービス利用相談等もある。

(2) 週２回の通所が負担となる者や生活機能改善意識の低い者等もいる。

(3) 介護予防支援会議では専門的アドバイスが得られ、新たな気づきもあり、プランナーの資質向上や意識改革につながっている一方、事務処理の負担が多い。

(4) 短期集中型サービス利用終了者の約７割が基準緩和型サービスへ移行している。

３　介護予防・生活支援サービスの利用条件の見直し

※1　うつ症状がある者（追加）

※2　短期集中型サービスの利用条件に該当する方（追加）

⇒フレイル・プレフレイルに該当する方
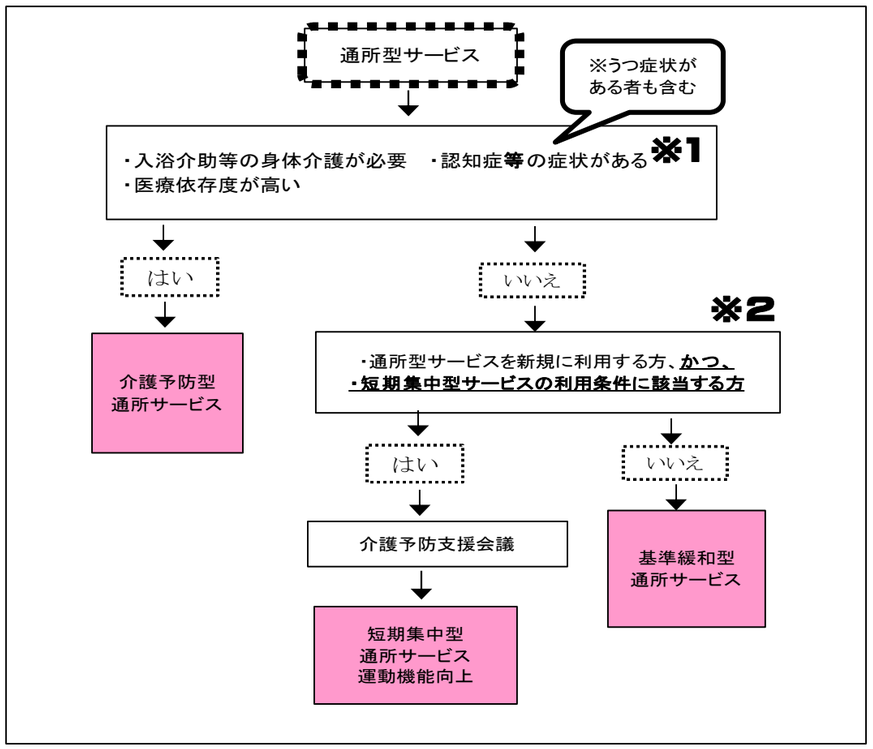
専門職が短期集中的に機能訓練を行い、生活機能向上を高める意欲のある者の利用に選定される。